

文京区基本構想策定協議会区民委員募集要綱

平成 20 年 12 月 10 日 20 文企企第 229 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、文京区の基本構想及び基本計画を策定するため設置された文京区基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）の区民委員（以下「区民委員」という。）の募集について定めることを目的とする。

(無作為抽出)

第 2 条 区長は、住民基本台帳から、次の各号のいずれにも該当する者を無作為に抽出し、無作為抽出対象者（以下「抽出者」という。）とする。

- (1) 平成 20 年 12 月 10 日現在において満 20 歳以上である者
- (2) 区の区域内に住所を有する者

2 前項の規定により抽出する抽出者の数は、1,000 名程度とする。

(募集方法)

第 3 条 区民委員の募集は、抽出者に対し、協議会についての案内（以下「案内」という。）を郵送することにより行う。

(応募方法)

第 4 条 案内を受けた者のうち、区民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、基本構想策定協議会区民委員申込書（別記様式。以下「申込書」という。）等により、区長が別に定める期間までに申し込むものとする。

(選考)

第 5 条 区長は、応募者のうちから面接により選考を行い、区民委員を決定する。

2 前項の規定により決定する区民委員は、10 名以内とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の者は、区民委員とすることができない。

- (1) 区職員
- (2) 区議会議員
- (3) 2 以上の区の附属機関又は区長に対する諮問のための会議等の委員である者

4 区長は、応募者が 10 名を超えたときは、抽選により、選考を受ける応募者 10 名を決定し、併せて区長が必要と認めた数の補欠者及び順位を決定することができる。

5 前項の場合において、選考の結果、区民委員が 10 名に満たなかったときは、補欠者のうちから、その順位に従い選考を行い、その満たない人数の区民委員を決定することができる。

6 選考の結果は、選考を受けた者本人に通知する。

(再募集)

第 6 条 区長は、次に掲げる場合は、別に定める方法により区民委員を募集することができる。

- (1) 応募者が 10 名に満たなかった場合
- (2) 応募者に対し、選考を行った結果、区民委員が 10 名に満たなかった場合で、かつ、補欠者が存しない場合
- (3) 補欠者に対し、選考を行ってもなお、区民委員が 10 名に満たなかった場合

(庶務)

第 7 条 区民委員の募集に関する庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

別記様式（第5条関係）

文京区基本構想策定協議会区民委員申込書

文京区長 殿

私は、以下のとおり文京区基本構想策定協議会の区民委員に応募します。

申込日 年 月 日

(ふりがな) 氏名	()
住 所	〒 ー 文京区
連絡先電話番号	【日中連絡が取れるところをお願いします】
職 業	【記入は任意です】
ご意見等	